

松戸市協働事業提案制度募集要項

平成23年度協働事業を募集します。



■事業募集に向けたキックオフイベントのご案内

【講演会】 平成22年7月2日(金) 13:30~16:00 松戸市民劇場ホール

【事業説明会】 7月2日(金) 18:00~19:30 市民劇場第3会議室
7月3日(土) 14:00~15:30 //

【交流相談会】 7月1日(木)から30日(金) 松戸市役所内

【協働事業必勝講座】 7月30日(金) 8月6日(金) 市民活動サポートセンター

【応募受付期間】 8月9日(月)~8月27日(金)まで

市民活動団体、事業者の皆さん「豊かで活力ある地域社会の実現」に向けて市と一緒に事業に取り組んで見ませんか。ぜひ、皆さんの熱意とアイデアに満ちた提案をお待ちしています。

平成22年5月30日

松戸市 協働推進課 TEL 047-366-7062

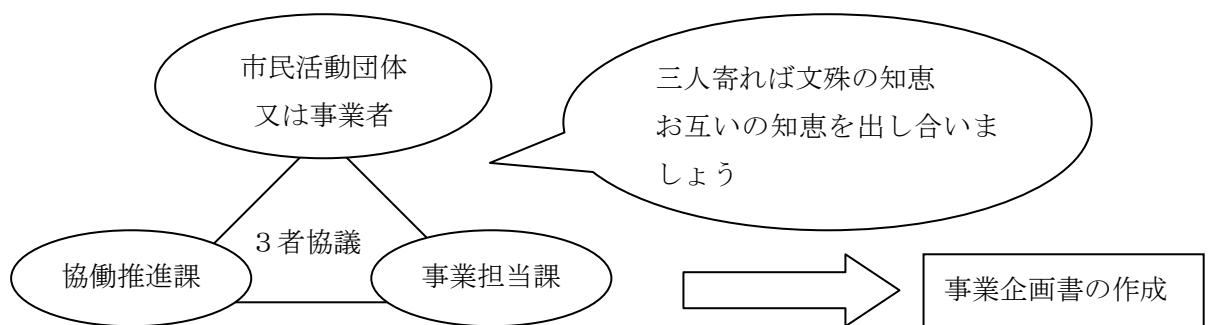
1. 制度の趣旨

協働事業とは、市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業をいいます。この提案制度は、市民活動団体又は事業者の発想や手法を活かし、提案者と市が事業の企画から実施までを協力して行うことにより、多様化する市民ニーズや地域課題を的確に捉えた質の高い公共サービスの提供を目的とします。

協働事業の実施に当たっては、次の3つの原則に則るものとします。

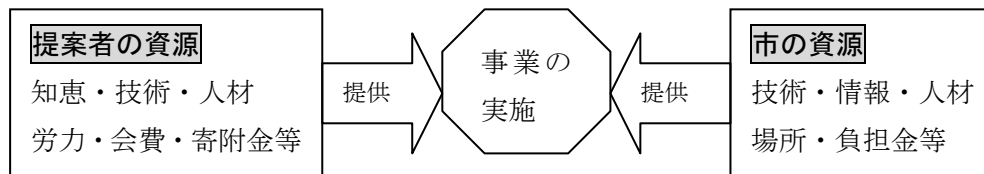
(1) 目的共有の原則

提案者と市は事業を行う目的、目標を共有し協力して事業企画書を作成します。



(2) 社会資源持ち寄りの原則

提案者と市は、事業の実施に必要な資源をそれぞれ相応に分担します。



(3) 事業成果公開の原則

事業終了後、その成果を評価し、公表します。

■ 協働の成果が期待される事業の例 (この他にも様々な分野・事業が考えられます)

- 市民の発想を生かして、たくさんの市民から事業協力や参加を得る事業
イベント、講演会、啓発事業の企画・運営など
- 多種多様な市民ニーズに柔軟な対応が求められる事業
子育て支援、高齢者支援、障害者支援などのサービス提供など
- 地域コミュニティとの連携が必要な事業
地域福祉、防犯・防災対策、環境美化、公園等の整備など
- 市民活動団体の専門性や独創性が活かせる事業
調査研究事業、各種相談事業、専門性が求められる講座の開催、自然保護活動など
- 地域課題の当事者が自分たちで実施する事業
障害者団体、子育てグループなどの当事者性が活かせる事業など

2. 提案者の要件

事業を提案できる方は、次に掲げる要件を満たす市民活動団体（注1）又は事業者です。

【市民活動団体】

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。

【事業者】

- (1) 市内に事業所又は事業拠点を有すること。
- (2) 従業員を5人以上常時雇用していること。
- (3) 住民税を滞納していないこと。

（注1）市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3. 対象事業【先進的モデル事業】（実施期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日）

提案することができる協働事業は、提案者と市が協働することによって相乗効果が認められる公益性の高い事業であって、新たな課題に対応し、これまでになかった取組みを行う先進的モデル事業とします。事業期間は単年度とし、3年を限度に毎年申請することができます。

又、本市の他制度で財政的支援を受ける事業は対象となりません。

なお、事業提案は自由にテーマを設定できる【自由提案部門】又は市がテーマを設定する【市の提案部門（更新テーマ含む）】に対して、1団体1事業の応募ができます。

【自由提案部門】提案者が自由に事業テーマを設定してください。

【市の提案部門】市が設定した事業テーマは1事業です。

(1) 市民と市職員がよりよい関係を構築するための研修会

※ 事業の概要については、事業設定シート（10ページ）をご覧ください。

4. 負担金の交付（マッチングファンド方式）

協働事業では、社会資源持ち寄りの原則に基づき、事業に要する経費に対して市が負担金を交付する制度を設けます。この制度では、提案する市民活動団体の自己資金に加えて、事業に提供される無償の労力を換算（1時間500円）して団体の資金とみなし、その額に応じて市の負担金限度額を算出するマッチングファンド方式を取り入れました。

一般に、補助率2分の1の補助金交付制度では、市民活動団体が事業費の2分の1の自己資金を確保しなければなりません。提供される労力を資金にみなすマッチングファンド方式では、自己資金が少なくても事業提案がしやすくなる制度です。

負担金の交付の対象要件については、次の通りとなります。

（1）対象者

負担金の交付対象者は、市民活動団体です。事業者の社会貢献活動は、協働事業の対象となりますが、事業者は負担金の交付対象としていません。

（2）対象経費

協働事業に要する経費のうち、負担金交付の対象となる経費は次のとおりです。

【対象となる経費】	
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金など
印刷製本費	パンフレット・ポスター・報告書等の印刷製本費など
消耗品費	会議資料・チラシ・ポスターなどの用紙、材料代など
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信費	募集案内や活動資料等を送付するための切手代や宅配便料など
保険料	事業実施のためにかかる行事保険料など
※ その他、事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの (備品等の経費につきましては、個別に内容を審査します。)	

【対象とならない経費】
会議や打ち上げなどの飲食費
スタッフや参加者の交通費
団体の維持や運営に関する経費
領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費
その他、事業に直接関わらない経費

(3) 負担金限度額

- 条件 ① 対象となる経費の90%以内であること。
② 1事業あたり50万円以内であること。
③ 市民活動団体が調達する自己資金に協働事業に従事する構成員の労力換算額(注2)を加えた額以下であること。

(注2) 労力換算額の労力とは、提案者である市民活動団体の構成員として事業の企画、運営等に参加する無償の活動をいいます。イベント等の一般参加者は含まれません。なお、無償の活動においては、交通費・昼食代等の実費を受け取ることは可とします。又、提供した労力の確認は、事業報告書に添付する作業日報により行うものとします。

【負担金の計算例】

1. 提案する事業に必要な経費を見積ります。

経費の節減に努め、過大な積算にならないようにします。また、経費以外に必要な資源(人材・労力、場、物品など)についてもどのように調達、確保するのか計画を立てます。

2. 経費に対する資金計画を立てます。

会費、参加費等の事業収入、寄附金等、自ら確保できる自己資金を見積り、協働のパートナーである市が提供する負担金の額を算定します。

この負担金額が条件①～③に合致するか確認します。

事例1. 対象経費の見積りが80万円、自己資金は会費とイベント収入で30万円が見込めるとし、市の負担金を50万円と算定した場合

条件①について 対象経費80万円に対して、負担金50万円は100分の90以内であり、条件に合致する。

条件②について 負担金は、50万円以内の条件に合致する。

条件③について 負担金50万円が、自己資金30万円と労力換算額の合計額以下であるかを確認するため、まず、事業に提供する無償の労力を見積もる。その結果、会員5人で1日4時間、トータルで30日間の労力が必要となった場合、労力換算額は、5人×4時間×30日×1時間500円=30万円となる。したがって、自己資金30万円+労力換算額30万円の計は60万円となり、負担金50万円は条件に合致する。

事例2. 対象経費の見積りが30万円、自己資金は3万円で負担金が27万円の場合

条件①及び②については合致する。

条件③について 労力の見積りが8人×6時間×10日間の場合、換算額は24万円となる。したがって、自己資金3万円+労力換算額24万円の計は27万円となり、負担金27万円は条件に合致する。

※労力の見積りに当たっては、事業スケジュールに沿って必要な労力を適正に見積もってください。

5. 提案方法（提案書の作成）

（1）提案書の提出

① 松戸市協働事業提案書（規則第1号様式）

（添付書類）団体概要調書・事業概要書・事業の予算概要

平成22年8月9日（月）から8月27日（金）までに、協働推進課まで直接持参し、提出してください。提出部数は1部（なお、提案書は個人情報を除き公開します。）

※ 団体等の活動実績など参考資料を添付する場合には、9部提出してください。

- ・ 様式につきましては、松戸市公式ホームページからダウンロードできます。

ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>

くらしの情報 → ■分野別から探す（市民活動）→協働のまちづくり

（2）提出先・問い合わせ先

松戸市 市民環境本部 市民担当部 協働推進課

〒271-8588 松戸市根本387-5（松戸市役所 本館3階）

（電話）047-366-7062 （FAX）047-366-2447

（E mail） mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp

提案書の作成

提案書の作成にあたりましては、次の相談支援を行います。

□ 事業担当課との交流相談会

【期間：7月1日（木）～30日（金） 事前予約制：相談希望日の1週間前までに】

より良い事業提案を起こすためには、その現状を予め把握することが必要です。

市民活動団体等が有する社会的課題に対し、市の取り組みの現状がどのようになっているのかを事前に知ることで、より良い提案につなげることができます。

そこで、提案しようとする団体を対象に相談期間を設定し、事前予約制で相談を受け付けます。協働推進課までご連絡ください。なお、予約の際には協働したい事業担当課を示していただきますが、事業担当課がわからない場合にはご相談ください。

□ 提案書作成における相談窓口の設置 【事前予約制】

「アイデアや意欲があっても、どうやって提案書に書いたらいいのか分からない？」
こんな悩みをお持ちの皆さん、ぜひご相談ください。

事前予約制で相談に対応しますので、協働推進課までご連絡ください。

□ まつど市民活動サポートセンターにおける相談体制【事前予約制】

まつど市民活動サポートセンターでは、市民活動に関する各種相談をお受けしています。事前予約制で相談に応じますので、ご連絡ください。

（まつど市民活動サポートセンター）

〒271-0094 松戸市上矢切299-1（総合福祉会館内）

（電話）047-365-5522

□ 松戸的協働事業必勝講座

事業提案の企画・立案を支援する講座を開催します。

講座の開催は7月30日（金）、8月6日（金）を予定。場所は、まつど市民活動サポートセンターです。詳細は広報等でお知らせしますので、ご確認ください。

6. 事業認定（提案書の書類審査）

市長は提案書を審査し、事業企画書作成の可否について事業認定します。

なお、審査の結果、不認定となる場合があります。

【審査の方法】

- ・ 審査は、市民・学識経験者等で構成される松戸市協働のまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）が行います。
- ・ 提案書は、審査基準（注3）に基づき、協働事業の適格性等を審査します。
- ・ 1つの事業担当課に複数の提案があった場合には、担当課と協議の上、事業認定件数及び採択件数を予め制限します。

※1 この審査を傍聴することができます。

開催日時については、広報等でお知らせしますので、ご確認ください。

※2 事業の認定結果については、平成22年9月中旬ごろ文書にて通知をします。

7. 事業企画書の作成（3者協議）

事業認定を受けた提案書について、目的共有の原則に基づき、提案者は、事業担当課及び協働推進課との3者協議により事業企画書を作成します。又、事業企画書の作成に至らなかった事業についても協議経過書を作成します。協働推進課まで1部提出して下さい。

【平成22年10月29日（金）提出期限】

※1 3者協議の日程については、別途調整します。

※2 事業企画書の書式については、別途指定します。

8. 事業企画書の審査（書類審査、公開プレゼンテーション審査及び本審査）

本審査では、3者協議により作成した事業企画書について、3段階の審査を行います。審査については、すべて傍聴することができます。詳細は、広報等でお知らせします。なお、事業企画書及び協議経過書の内容については、個人情報を除き公開します。

（1）書類審査

3者協議により作成した事業企画書について、書類審査を行います。

【審査の方法】

- ・審査は、協議会が行います。
- ・協働推進課が3者協議の経過、協働の視点等について協議会に説明を行います。
- ・協議会は必要に応じて、協働推進課に対し質疑を行います。

（2）公開プレゼンテーション審査

3者協議により作成した事業企画書については、提案者に事業説明を行っていただきます。また、審査場面においては、提案者並びに事業担当課に対し、協議会が質疑を行います。

日程 平成22年11月27日（土）

場所 松戸市民劇場会議室を予定しています。

審査の順番は「市の提案部門」「自由提案部門」の順で、受付順とします。

時間については、別途お知らせします。

（注3） 審査基準

- ・先見性・独創性 課題の設定、事業手段に新たな着想や創意工夫があるか。
- ・事業の有効性 市民の利益につながる事業成果が期待できるか。
- ・協働の必要性 協働の相乗効果が見込まれ、市が協働する必要性、妥当性、課題解決の緊急性、重要性が高いか。
- ・協働の適格性 協働の基本理念に則り、お互いの自立性の確保、役割分担が適正か。
- ・事業の将来性 事業終了後、事業成果の活用や他への波及効果などの将来展望が明確になっているか。
- ・手段の効率性 投入する労力や事業経費等の資源の見積り及び負担金額が適切か。
- ・実現可能性 自己資金の確保、実施手段などの事業企画が実現可能な内容であるか。

（3）本審査

採択候補の決定につきましては、審査機関である協議会が公開プレゼンテーション審査終了後に審査会を開催し、結果を取りまとめて市長に答申します。

【審査結果】

- （1）協働事業としての採択の可否及び付帯意見、点数による採択優先順位
- （2）負担金額の査定

9. 採択候補の決定

市長は、審査機関である協議会からの答申に基づいて採択候補を決定します。

候補の決定方法

採択候補の決定は、予算（予定額）の範囲内で行うものとし、優先順位の高い方から順に選考します。平成23年度の協働事業負担金に対する予算は、500万円を予定しています。

結果については、平成23年1月中旬ごろ文書にて通知をします。

10. 予算措置

市長は、採択候補とした事業の負担金について、予算化などの必要な措置を行います。平成23年度予算については、市議会の承認を経て成立します。

なお、予算成立後、その予算の範囲内において実施を決定し、文書にて通知します。

11. 協働事業協定書の締結・負担金の申請及び請求（概算払）→協働事業の実施

協働事業の実施が決定された後、協働事業の実施者は、市と役割分担等の基本事項などを明記した協働事業協定書を締結します。又、負担金の申請をして事業を実施します。なお、負担金は概算払での請求ができます。

12. 事業完了後、事業報告書（収支決算書等）の提出

協働事業完了後、30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、協働事業報告書を提出していただきます。なお、関係書類として活動状況報告書、収支決算書、収支内訳書及び事業経費の証拠書類として領収書等のほか、無償の労力を検証するための作業日報を提出していただきます。報告書の内容については、ホームページ等で公表します。

13. 負担金の確定及び負担金の精算

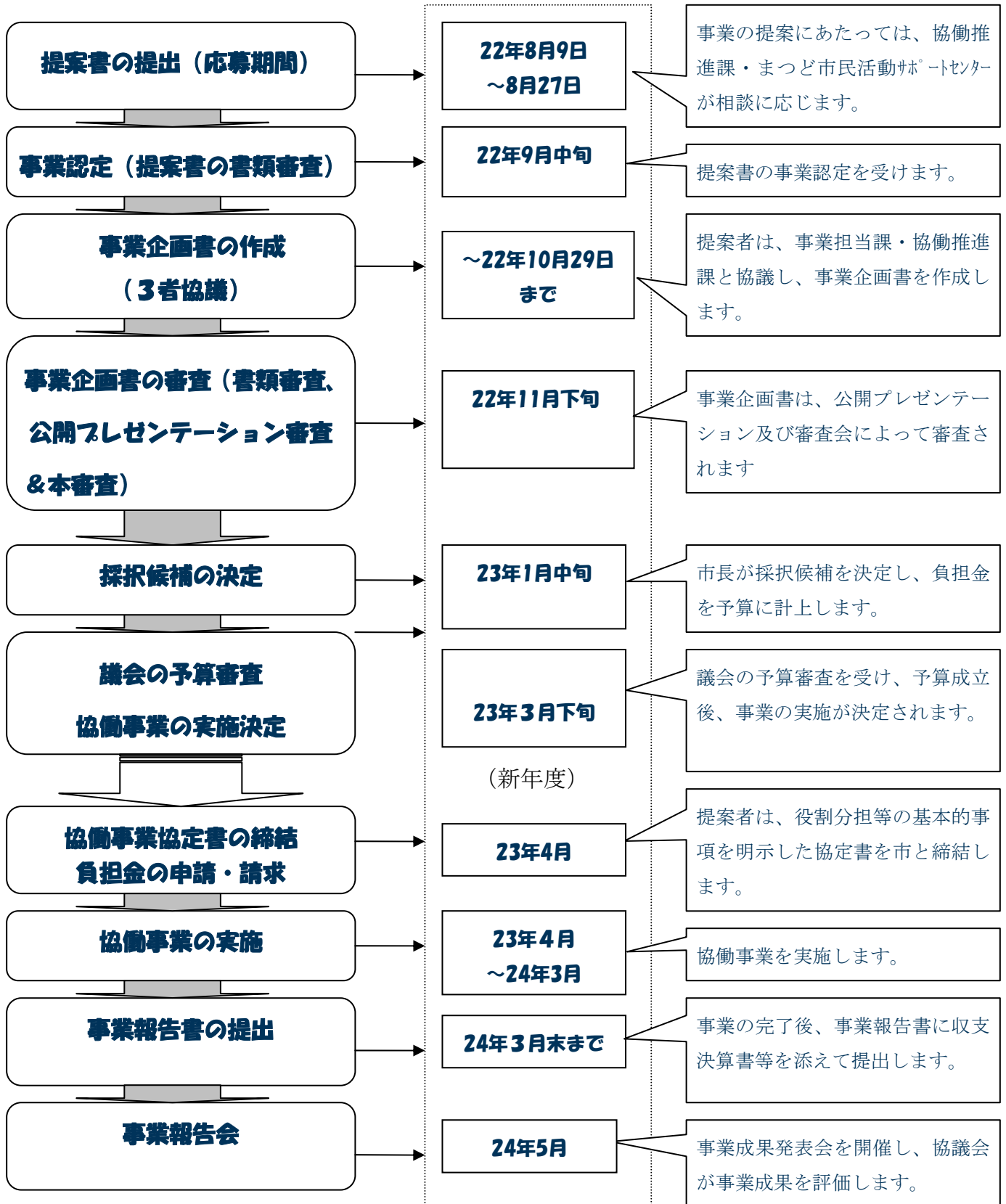
協働事業報告書（収支決算書、領収書等の証拠書類）に基づき、事業の成果やその内容を審査し、負担金の額を確定します。負担金の確定通知は、文書にて通知をします。

又、審査の結果、精算残金があるときは、速やかに返還していただきます。

14. 事業報告会

事業の成果については、**事業成果公開の原則**に基づき、事業成果発表会を公開にて開催します。発表会は、平成24年5月を予定しています。また、事業報告書並びに事業終了後に団体に作成していただくふりかえりシートを基に、協議会が事業に対する評価を行います。

15. 事業の流れ・スケジュール



協働事業提案制度（市の提案部門）

事業設定シート

テーマ (事業名)	(1) 市民と市職員がより良い関係を構築するための講座	
概要	<p>本市では、市民、市民活動団体、事業者及び市が目的・目標を共有し、協力・連携しながら、松戸を暮らしやすいまちにするための活動に取り組む「協働のまちづくり」を目指しています。このたび、これらの実現に向けた事業企画を募集します。</p> <p>協働のまちづくりを実現するためには、まちを構成する市民と行政が、地域課題を共有し、適切な役割分担を図り、まちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>そのためには、お互いの持つ特性や、お互いの出来ることを理解し合うことが重要な要素となります。</p> <p>松戸市協働推進計画では、市民と行政が地域課題を共有するため、対話や交流を通じて、より良い関係を構築していくことを目指しています。</p> <p>そのため、これらの実現に寄与する事業企画を市民の皆さんから募集します。</p>	
役割分担 (想定)	提案者	事業の企画運営、参加者の募集（市民側）、会場の設営など
	市	参加者の募集（職員側）、企画への助言、会場の確保、広報、負担金など
その他 (事業の 条件等)	<p>講座の開催は、2～3ヶ月の間で、4回～6回の連続講座</p> <p>市職員が市民活動を実感できる、市民が行政の施策を知るためのプログラム</p> <p>ワークショップなど体験型のプログラムを取り入れてください。</p>	
事業担当課	協働推進課	

※事業概要等の疑義については、協働推進課までお問い合わせください。

(第6条関係)

団体概要調書

団 体 名				
代表者名				
事務所（連絡先）	〒			
	電 話	Fax		
	E-mail			
設立年月日	年	月	日	
規約・会則	※ 別紙添付			
構成員・社員数	人 ※ 別紙添付			
団体の目的				
活動の実績	※これまでの実績及び実績のわかる機関紙等があれば資料として添付してください。			
財政規模	【今年度予算】 収 入		【今年度予算】 支 出	
	〇〇〇	千円	〇〇〇	千円
	〇〇〇	千円	〇〇〇	千円
	〇〇〇	千円	〇〇〇	千円
	合 計	千円	合 計	千円
	【前年度決算】 収 入		【前年度決算】 支 出	
	〇〇〇	千円	〇〇〇	千円
	〇〇〇	千円	〇〇〇	千円
〇〇〇	千円	〇〇〇	千円	
合 計	千円	合 計	千円	

- ※ 団体の規約・会則を添付してください。
- ※ 役員名簿・構成員名簿を添付してください。
- ※ 今年度予算書及び前年度決算書を添付してください。

(第6条関係)

事業概要書

事業名	
団体名	

1. 取り組もうとする課題

(取り組もうとする課題について、その現状や背景なども含めて記載してください。)

2. 実現したい地域社会

(課題を解決することで、どのような地域を実現したいのかを記載してください。)

3. 事業内容及びスケジュール

(どのような課題の解決につながっていくのかが、わかるように事業内容を記載してください。)

・ 事業内容

・ 想定されるスケジュール (事業内容について具体的な取り組みを下記のとおり記載してください。)

	具体的な取り組み	実施体制、対象者、場所など
4月～6月		
7月～9月		
10月～12月		
1月～3月		

4. 事業に期待する成果

(事業に取り組む上で、どれだけのことを達成したいのか、その目標を記載してください。)

※事業の成果目標は、できるだけ数値などを用いて、具体的に記載してください。

5. 協働の必要性と効果

(なぜ、この事業を団体だけではなく、市との協働で進めることが必要なのか？)

また、協働による取り組みがそれぞれにもたらす効果を記載してください。)

6. 提案理由

(どのような専門性を活かしてこの事業を実施するのかを記載してください。)

7. 事業実施の役割分担

・ 団体が取り組むこと (提案者が行うことを具体的に記載してください。)

・ 市に期待すること (市の役割、想定する事業担当課を記載してください。)

8. 将来の展望

(この事業で得られた成果を活用し、将来どのように事業を展開してゆきたいのかを記載してください。)

(第6条関係)

事業の予算概要

【社会資源持ち寄り（収入）】

(単位：円)

	(自己資金)	金額	積算内訳
提案者	〇〇会費	15,000円	@30人*5回*100円
	寄附金	15,000円	
	自己資金合計(a)	30,000円	
	労力換算額計(b)	155,000円	労力換算計算書のとおり
市	負担金申請額(c)	180,000円	
資金合計額(d)(a+c)		210,000円	事業費(g)と同額

【負担金申請額(c)チェック項目】

1. 対象となる経費(e)欄の90%以内
2. 1事業あたり50万円以内
3. 自己資金(a)欄に労力換算額(b)欄を加えた額以下であること。

【事業費の積算(支出)】

	項目	金額	積算内訳
負担金の交付対象経費	〇〇〇講演会謝礼金	100,000円	
	広報チラシの印刷	50,000円	5000部×10円
	音響設備賃借料	30,000円	
	行事保険	15,000円	300人×50円
	〇〇〇会場使用料	5,000円	〇〇〇センター会場使用料
	対象となる経費合計額(e)	200,000円	
その他経費	スタッフ飲食費用	5,000円	
	スタッフの交通費	5,000円	
	その他経費合計額(f)	10,000円	
事業費(g)(e+f)		210,000円	収入合計額(d)と同額

※ 対象となる経費、対象とならない経費については、募集要項を参考にして下さい。

労力換算計算書

(単位：円)

	項 目	換算額	積算内訳
労 力 換 算 額	活動計画		人数×時間×回数×500円
	○○企画打ち合わせ (10回)	75,000円	5人×3h×10回×500円
	○○企画準備 (6回)	30,000円	5人×2h×6回×500円
	○○○活動 (4回)	40,000円	5人×4h×4回×500円
	○○○反省会 (2回)	10,000円	5人×2h×2回×500円
	合計 (b)	155,000円	

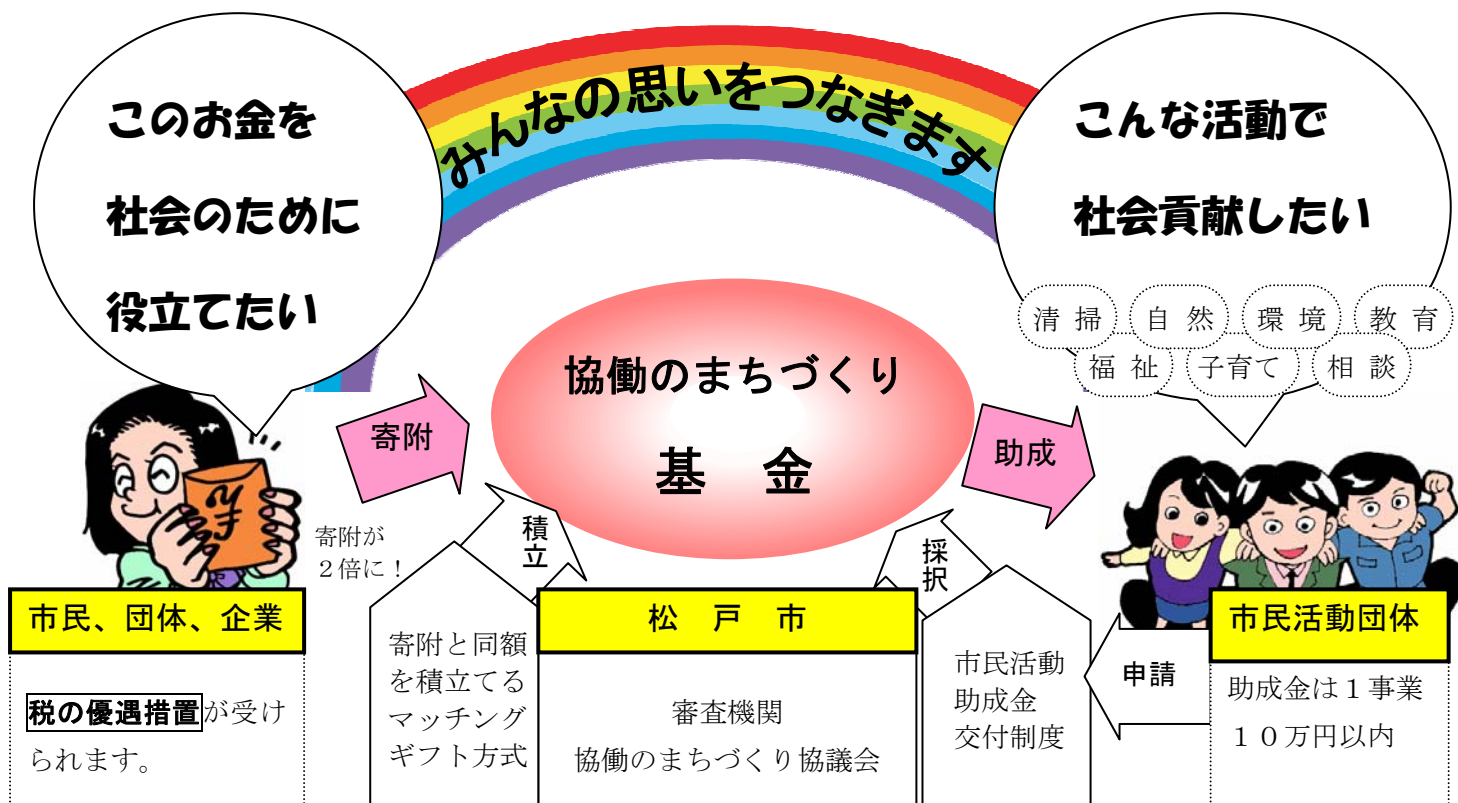
平成22年度に採択、実施している協働事業は次の14事業です。

NO	団体名	事業名	総事業費
	事業担当課		負担金額
1	根木内歴史公園サポーター(根っ子の会)	皆でつくる根木内歴史公園事業Ⅲ	534,500円
	公園緑地課		477,500円
2	常盤平地域活性隊	世代間交流の場・トキ塾 事業	264,750円
	常盤平支所		214,750円
3	NPO法人成年後見センターしぐなるあいず	市民後見人養成事業(Ⅲ)	384,000円
	介護支援課・障害福祉課		324,000円
4	NPO法人外国人の子どものための勉強会	外国人の子ども支援事業	397,640円
	市民環境本部 企画管理室		357,640円
5	特定非営利活動法人サイエンスシャワー	キッズイノベーション事業	1,497,200円
	生涯学習本部 企画管理室		279,200円
6	特定非営利活動法人松戸子育てさぽーとハーモニー	松戸子育て情報サイト「まつどあ」ホームページの管理運営事業	422,200円
	子育て支援課		314,200円
7	松戸市認定社会教育関係団体やよい会	シニア交流センターにおける生涯学習実施事業	190,000円
	高齢者福祉課		141,000円
8	アースコン・マツド	地球にやさしい行動宣言推進事業	420,000円
	環境計画課		315,000円
9	ケア&ファーム	障害者団体等の農業体験事業	630,000円
	障害福祉課・農政課		500,000円
10	特定非営利活動法人こばていー子ども参画イニシアティブ	ユースボランティア育成を通じた、子ども会・子ども地域活動の担い手支援モデル事業	251,060円
	青少年課		225,030円
11	松戸子育てフェスティバル実行委員会	子育て支援ネットワークづくり事業	1,000,000円
	子育て支援課		500,000円
12	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター	「楽しい健康体操」推進活動事業	665,000円
	保健福祉課		500,000円
13	特定非営利活動法人運転免許取得支援センター	福祉作業所に通う利用者の収入アップのための講習会事業	783,044円
	障害福祉課		500,000円
14	NPO法人子育て支援ぼこら	父親のための育児手帳作成事業	212,300円
	女性センター		177,300円

「松戸市協働のまちづくり基金」を原資とした市民活動助成制度（10万円以内）についてもご活用ください。

松戸市協働のまちづくり基金

この基金が、まちを明るく元気にする市民活動を応援する市民活動助成制度の原資となっています。



助成対象となる市民活動を毎年度募集しています。なお、募集のあった事業は、公開審査を経て採択候補となり、予算成立後に実施を決定します。

平成22年度実施分として採択された事業は16事業です。

詳細は、ホームページなどをご覧ください。

問い合わせ

松戸市 市民担当部

協働推進課 電話366-7062